

平成23年10月1日

 光塩幼稚園

～～入園の手続きについて～～

- ☆ 入園願書に御記入の上，御捺印をして，幼稚園事務室まで
手数料および入園料を添えて御申込み下さい。

- ☆ 願書受付は，11月1日（火）
（ 受付時間 ： 午前9時～午後1時 ）

- ※ 11月1日においでになれない場合は事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

仙台市太白区鉤取二丁目2-6

光塩幼稚園 園長 菱沼俊也

TEL (244) 2939

U R L : <http://www.koen-youchien.com>

e-mail : t-room@koen-youchien.com

平成23年10月1日

保護者の皆様

光塩幼稚園
園長 菱沼俊也

～入園受付と諸費用について～

このたび光塩幼稚園を良き教育の場のひとつとして、ご検討されております保護者の皆様、お子様も新年度から幼稚園に入園することを楽しみにしておられる事と存じます。

- 当幼稚園は，“社会人として”，“立派にひとり立ち出来る”，それら生きる力の芽生えを育てることを目的として開園して36年目となります。
- 当園は，学校教育法の規定に準じ設置され，何事も開園当初からの教育理念に基づき，タイムリーな意思決定による教育の実践を行っております。
- その後，地域の方々の温かい御協力，御理解の基，小学校入学前段階として「ユニークな発想」と「特長ある教育」で成長してまいりました。
- 幼稚園にしようか，保育園にしようか，入園先について迷われる方もあるかと思いますが，大事な決定をするのですから，そんなときには，ぜひ一度実際に見学調査してから決めることをおすすめします。（随時ご説明を行いますので事前にご連絡願います）

* 御案内の内容その他をよく御賢察の上，入園願書に御記入下さいますして**11月1日（火）9時から13時まで受付**ますので幼稚園事務所まで御出で下さい。

* 募集対象者および募集数

平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ	若干名
平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ	40名
平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ	20名

（障害をお持ちのお子様については入園可能園児数に限りがありますので受付日前までにご相談願います。）

* 本園への納付金

☆入園料 20,000円・・・入園受付時に納入

☆施設協力費 20,000円・・・平成23年12月12日(月)まで

※ 入園式前に転勤等やむをえない事由により入園を取消された場合は、**施設協力費のみをご返金**いたします。

※ これらの納付金は、**入園初年度のみ**の納入となりますので、毎年度納入する必要はありません。

※ 減免措置：2名以上同時入園の場合には、1名分の入園料を減免いたします。また、新年度に於いて兄弟が同時在籍になる場合には、入園料の50%を減免いたします。

* 毎月の経費

1. 保育料	16,900円
2. 教材費	2,000円
3. 施設維持費	2,200円
4. 保健体育費	600円
合計	21,700円

* 入園手続き

入園希望の方は、入園願書に記入して、**入園手数料 3,000円**
入園料 20,000円を添えて下記へ
11月1日(火) 午前9時から
午後1時迄御出で下さい。

○. 給食費 (@300 x 2食~10食/月 (週2回) : 欠食時返金)

○. スクールバス (@3300 x 11ヵ月 : 8月除く)
(片道利用の場合は、半額となります)

○. 他に諸費用があった場合実費がかかります。

* その他の経費について

☆ 制服・通園カバンおよび各種教材の料金については、別添の資料(平成23年度版)をご参考にして下さい。また、進級に際し各種教材をご購入していただきます。

☆ 正課の体育教室時に着用の体操ズボン、本園の体育教育推進のため無償にて配布いたします。

* 施設協力費の納入方法についてのお願い

入園料は入園受付時に納入しますが、施設協力費は入園受付時にお渡しします書類の中に納入カップが入っていますので、指定の期日迄**都信用金庫西多賀支店**(西多賀商店街)にお子様のお名前で納入して下さい。

* 幼稚園の所在地 〒982-0804 仙台市太白区鉤取二丁目2-6

電話 (244) 2939

幼稚園と保育園の違い

	幼稚園	保育園
根拠法令	学校教育法	児童福祉法
所管	文部科学省	厚生労働省
目的	幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること（学校教育法第77条）	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること（児童福祉法第39条）
対象	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学教法第80条）	保育に欠ける、乳児（1歳未満）幼児（1歳から小学校就学の始期まで）少年（小学校就学の始期から18歳未満）（児福法第4条、第39条）市町村は保育に欠ける乳児又は幼児等を保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならない（児福法第24条）
保育料	設置者が決定。保育料は幼稚園に納付	保護者の課税状況に応じて市町村長が決定。保育料は市町村に納付
時間	原則として1日4時間が標準だが、預かり保育も可。毎学年の教育週数は39週以上 夏休みなどの長期休業あり	原則として1日8時間（延長保育あり） 夏休みなどの長期休業なし
保育	幼稚園教育要領による	保育所保育指針による
給食	任意	義務
一日の教育保育時間	4時間（標準）（幼稚園教育要領）	8時間（原則）（児童福祉施設最低基準第34条）
年間の教育保育日数	39週以上（学教法施行規則第77条）	規定なし
教員	幼稚園教諭免許状	保育士資格証明書
設置	幼稚園設置基準による	児童福祉施設最低基準による
設置者	国、地方公共団体、学校法人など 設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は知事の許可が各々必要である	地方公共団体、社会福祉法人など 設置に当たっては知事の許可が必要である（ただし、設置者が都道府県の場合は、この限りではない）
職員配置人数	1学級35人以下に1人を原則	0歳児3人に1人
		1、2歳児6人に1人
		3歳児20人に1人
		4、5歳児30人に1人

【平成23年度教材・通園用品価格一覧表】

(教材) (消費税込み価格)

(円)

品名	1年保育	2年保育	3年保育
お道具箱	600	600	600
クレヨン	450	450	450
絵の具セット	700	700	700
粘土	300	300	300
粘土板	360	360	360
粘土箱	280	280	280
粘土ヘラ・コテ	170	170	170
はさみ(右利き, 左利き)	500	500	500
出席ノート・出席シール	510	510	510
カラーキャップ	500	500	500
なわとび	400	400	400
名札	260	260	260
のり	200	200	200
製作帳	390	390	390
えんぴつ	62		
せんともじ	370		
クーピーペン	610	610	610
自由画帳	200	200	200
れんらくちょう	170	170	170
氏名印	170	170	170
かずあそび1		780	
かずあそび2	780		
ことばあそび1		780	
ことばあそび2	780		
かんさつあそび	780	780	
合計	9,542	9,110	6,770

(通園用品)

(円)

冬制服<税込>	夏制服<税込>	スモック<税込>	ベレー帽<税込>	麦わら帽子<税込>
6,300	3,150	1,900	1,500	1,900
通園カバン<税込>	上靴入れ<税込>			
3,500	2,000			

※各用品はお下がり品等で代用が可能な物もあります。

幼稚園就園奨励費（平成23年度の場合）

私立幼稚園では、幼稚園教育の普及充実と保護者の方の経済的負担を軽くするため、入園料・保育料の減免（減額または免除すること）を行っております。

対象

次の3つの条件等に当てはまる方が対象となります。
保護者・園児とも仙台市に住所を有し（住民登録、または外国人登録をしている）、かつ居所があること
園児が私立幼稚園に在園していること

園児の父母等の平成23年度に課税される市民税所得割額の合計額が289,000円以下であること
※平成23年度は東日本大震災により一時的に仙台市外に避難されている保護者・園児の方についても対象とします。

平成23年度減免基準額

次の2種類の表（表-1と表-2）により減免されます。

表-1 小学校1～3年生の兄又は姉がいない場合

減免区分		年間減免額		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護を受けている方	223,200円	264,000円	303,000円
2	平成23年度市民税が非課税の世帯	193,200円	249,000円	303,000円
	平成23年度市民税が均等割額のみ課税され、所得割額が非課税の世帯			
3	平成23年度市民税の所得割額（園児の父母等の合計額）が34,500円以下の世帯	109,200円	207,000円	303,000円
4	平成23年度市民税の所得割額（園児の父母等の合計額）が183,000円以下の世帯	46,800円	175,000円	303,000円
5	平成23年度市民税の所得割額（園児の父母等の合計額）が289,000円以下の世帯	24,000円	24,000円	24,000円

※小学校1～3年生の兄又は姉がいない世帯で、同時に2人以上が幼稚園に在園している場合、年齢の高い順に、上記の表の第1子、第2子、第3子以降として判定されます。世帯で幼稚園児が1人だけの場合は、第1子の減免額が適用されます。

表-2 小学校1～3年生の兄又は姉がいる場合

減免区分		年間減免額		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護を受けている方	—	244,000円	303,000円
2	平成23年度市民税が非課税の世帯	—	222,000円	303,000円
	平成23年度市民税が均等割額のみ課税され、所得割額が非課税の世帯			
3	平成23年度市民税の所得割額（園児の父母等の合計額）が34,500円以下の世帯	—	159,000円	303,000円
4	平成23年度市民税の所得割額（園児の父母等の合計額）が183,000円以下の世帯	—	111,000円	303,000円
5	平成23年度市民税の所得割額（園児の父母等の合計額）が289,000円以下の世帯	—	24,000円	24,000円

※震災により市民税の減免等を受けられ市民税の所得割額が減額された場合は、減額後の所得割額で減免区分の認定を行います。

※小学校 1～3 年生の兄又は姉がいる世帯の場合、小学校 3 年生以下のお子さんの年齢が高い順に、上記の表の第 1 子、第 2 子、第 3 子以降として判定されます。（ただし、就園奨励費が支給されるのは、幼稚園児のみです。）

（注意）

1. 上記表内の「父母等」には、園児の父母のほか、園児の扶養者（市民税で園児の扶養親族控除を受けている方）が含まれます。また、父母以外に園児の養育費などを負担している方が含まれる場合があります。
2. 途中入退園の場合、減免額は月割で減額されます。
3. 平成 23 年度に保護者の方が納入すべき入園料と保育料の合計額が上記の減免額に満たない場合は、納入した保育料と入園料の合計額を上限として減免されます。
4. 保育所に入所もしくは障害などがあって学校の幼稚部や施設などに通っているまたは利用している兄・姉がいる場合、幼稚園に同時在園している場合と同様に、数える人数に含めて判定を行います。（ただし、就園奨励費の支給対象となるのは、幼稚園児のみです。）